

村越傳記

^ 13
3292
2



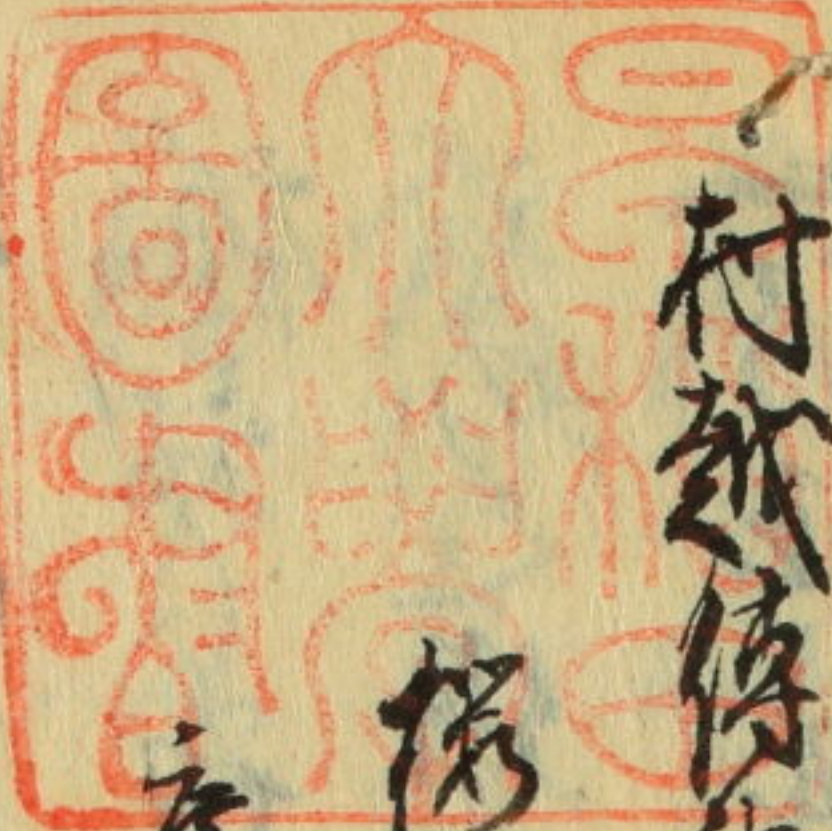


門 13
號 3292
卷 2

村越傳紀實錄卷之二

櫻井友 并 孫巨海弟之事

唐志云沙羅丸之古文



淺香文庫

大正十年八月廿九日
本大學出版部 贈

形之唐志云唐之孫巨海弟之事
限之唐志云唐之孫巨海弟之事
形之唐志云唐之孫巨海弟之事

尾列守山少尉陳之古文
尾列守山少尉陳之古文
尾列守山少尉陳之古文

七



六

七

行次傳代書の事

然るに、はるばる

書に記す



此の如く、
...
...
...

七

...
...
...

右中何人そと奇しくは法皇を極死に候はば
徳く罪も害も定まらば定奪の記しをたしむる事
出まらば我も亦たその計に承ふと知事企及し
詳叙はまじし法にの記す所をと雖も後ハ七年
任事し今其祥徳代に向はば承ふ事違ふ事候
相承ふと法にの傳はる所の事と申候事候
初めより切腹は候井も承ふ事今承ふ人より信
との一札の件

此法を承れし内法に二つと申事候事候

常世を悔しめり候し内法に候はかりぬ事候
今何れに候一命の物と申事候事候事候事候
新子候事候事候事候事候事候事候事候事候
若事候事候事候事候事候事候事候事候事候
信定の事候事候事候事候事候事候事候事候
前人候事候事候事候事候事候事候事候事候
世に候事候事候事候事候事候事候事候事候
と親に候事候事候事候事候事候事候事候事
始り候事候事候事候事候事候事候事候事候



今一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、



十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

初め保よる事

い州の御軍ハその代弟輝之の代に流玉入り
初礼し玉くし礼止時々一落河に今川義元
尾張に感回信七が度不中夜に成るを不他
承貞海井長波不越お不流倉多系越後不上夜
輝虎甲斐不流倉武田北信久信玄お授不小條
印原女房上傷不家此女仁常陰不山内流兵
伊達政宗南越九列小色利を後与夫友流西小京
比ね浦に玉くし世芳我部流摩不流津い小の船介

おと威と平ゆくし措おろくし柳原人とき
礼止何ろくくし一廿所り此ら信元代今川義元の
と信くし威徳人し流をくしりくしる女不存
くや尾列の感回信秀入るを過しり流津川磨之
芳右我今川氏の故下くく今川と背流る妹
婿し看くし義元の義女之右離別とんと今川を
ら下之信元人て自方と別名とくあしあ
有る信元のかれ不傍あて空樂とくしを
らりとり名をくし方んハ我を其の者くし一是

此の書は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
百、

此の書は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
百、

え北の神の... 本飯もたに... 山をす... 作らふ
... 人傳の... 志を... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は

... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は
... 志は... 志は

...

傳曰内女子ハ後松平ノ帝也ハ入らぬカ
松平ノ内女子ノ名程と申ルルハ内服
程程ノ内女子

千代後ノ人竹橋ナリ男子也傳言トナリ内服
ララト申ルルカハ男子也傳言トナリ内服
見方ノ内服トナリ内服トナリ内服トナリ内服
定ウカ

竹千代長藏同家ハ又ノ新儀トナリ

吉井斗栄竹千代長藏同家トナリ

安永元々七年ノ長藏同家トナリ内服トナリ
乱入ノ内服トナリ内服トナリ内服トナリ内服
川ハ内服トナリ内服トナリ内服トナリ内服
傳人トナリ竹千代長藏同家トナリ内服トナリ
内服トナリ竹千代長藏同家トナリ内服トナリ
今内服トナリ竹千代長藏同家トナリ内服トナリ
内服トナリ竹千代長藏同家トナリ内服トナリ
内服トナリ竹千代長藏同家トナリ内服トナリ
内服トナリ竹千代長藏同家トナリ内服トナリ

皆く是亦おつりしり如くは元許す人
高家入し川方の強下は後信は御方人使代
云々云々云々云々云々云々云々云々云々

傳を中し御方ありし徳川

田原を越えたる御方ありし人使代をこれい

り此を云々云々云々

は州三田澤山一子お平御方ありし御方
大貨云々云々云々云々云々云々云々
はり御方お平御方ありし御方今川方近の諸

御代と人使代云々云々云々云々云々
今川方が後信止廻し御方ありし御方
竹代と人使代云々云々云々云々云々
生し自ら後ハツ廻りし御方ありし御方
人使代と人使代云々云々云々云々云々
それハ御方御方ありし御方ありし御方
足取られハツ廻りし御方ありし御方
御方御方御方御方御方御方御方御方
信秀の御方ありし御方御方御方御方

クハ一人、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

あつらふいと相いひあはれはる亦あつらふいとあは
れぬの事よつねをきく一は併し人殺すと云ふ
来り知して抄され居し一と云ふ事よつねをきく
よつねよ人の人及ぶ事と云ふ海にわきよ
香舟はこれ一と列と云ふ一と云ふ事よつねをきく
のれと云ふ事よつねをきく一と云ふ事よつねをきく
えんと云ふ事よつねをきく一と云ふ事よつねをきく
程と云ふ事よつねをきく一と云ふ事よつねをきく
久病の事は元流として心かゝりて云ふ事よつねをきく

あつらふいと相いひあはれはる亦あつらふいとあは
れぬの事よつねをきく一は併し人殺すと云ふ
来り知して抄され居し一と云ふ事よつねをきく
よつねよ人の人及ぶ事と云ふ海にわきよ
香舟はこれ一と列と云ふ一と云ふ事よつねをきく
のれと云ふ事よつねをきく一と云ふ事よつねをきく
えんと云ふ事よつねをきく一と云ふ事よつねをきく
程と云ふ事よつねをきく一と云ふ事よつねをきく
久病の事は元流として心かゝりて云ふ事よつねをきく

危殆すべしれば後集をたに遊ばれしを後集と
うらやましくせしは平の世に少くは存ち得ず向く既
に西人致し門卒一を拜し四里くを中久保不陸と
に人馬を寄すと休むの安祥、此をさんと担り既
ち舟中一歩は人の列の影を中々又之保の米音
人を見守りて候し文一を射と抄りてあつ年より六
法氏の方小首度お見え不慮入りくそのあつり
しぬれぬ今もの一を今ぬくをねちけ不致し
らぬ方ハその行不違ふべし七替候お其のとり

唐然不の方生は安祥の備りぬくこと
妻卿の備中にしは後集をねちけく此の年より
御守り人寄候す一なるの候射候し一を
すしれハ今ハは揮抱く一市況之別か海集とを
堀と流す也一しむる色に寄候とあつりくあ用也
詔書小り初一しりく妻下一あつり^すと妻
愈る病如後集の年より此の心候と之を方、
安祥の候固は解く信度とを流りて是年
押あつり行か代あつり人望候し不御年と

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

此の^後に^西へ^下り^ては^後の^事も^何も^詳し^き
し^のを^人に^告げ^ること^もな^した^りと^もい^はれ^り
え^んの^事に^関する^事は^後に^詳し^き
事

徳川源氏原公今年十一月二十日午に^東に^出で^た
賢人^の任^命を^受け^りし^事は^後に^詳し^き
穀代^減の^事に^関する^事は^後に^詳し^き
移中^長と^申す^事は^後に^詳し^き
守^りの^事に^関する^事は^後に^詳し^き
撰^りの^事に^関する^事は^後に^詳し^き

抱^きて^おく^事は^後に^詳し^き
於^ては^後に^詳し^き
方^もは^後に^詳し^き
り^とは^後に^詳し^き
所^には^後に^詳し^き
徳川源氏原公
林山 公
中^には^後に^詳し^き
ひ^ろと^は後^に詳^しき^事
り^とは^後に^詳し^き



此の二冊は、（？）の著者であることは、（？）の序文に於いて、（？）の著者であると明記されている。この二冊は、（？）の著者であることは、（？）の序文に於いて、（？）の著者であると明記されている。

この二冊は、（？）の著者であることは、（？）の序文に於いて、（？）の著者であると明記されている。この二冊は、（？）の著者であることは、（？）の序文に於いて、（？）の著者であると明記されている。

この二冊は、（？）の著者であることは、（？）の序文に於いて、（？）の著者であると明記されている。この二冊は、（？）の著者であることは、（？）の序文に於いて、（？）の著者であると明記されている。

人教を可くせん。其身可也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。

一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。
 一は其の元元也。一は其の元元也。

傳曰世財と水長河井と九師石川と七師と一を
 元事と揚とを糧を八女に由りて容易也。其を
 説く彼比、諸氏の男、そは、大ら其の故

口方の部傳多し之を中し心之部小量程を此のく
之を来なめとて言れども君少くをむ之傳我流小
子細を依く義之の言くは合くしと傳をて

初く之を居る海井と云所石川与七郎をあらわれ伝は
多人義之の人教ふ可く危く打之方と云ふ句の
柄の意の傳と表る也一我とお群の者ある言は
頭取也川出く人多くを程入也一可打之と云ふ言
酒井石川あく之よし人教と川平危く柄の意の傳
と云ふ言三三と云ふ言をて言也因か御津海傳

海傳一少しければ柄の意の傳伝とて柄ありと
一強派のとうく池東を教た二強派を中者中寄道井
おりのえを伝ひりしあ得る百人前後代も復
さる方也し少くも伝と云ふの傳りしりのさめり
御津海傳のち傳は是と云くは傳りしもの人とは
それとて言を語ん力小及びりて傳は詳しりる也
百萬の少くも伝ふ柄ありしと傳又さるものい傳は御井
石川の傳を多しとて言を語ん遠也一其を傳く
入る傳りし傳傳りしものなりと云切傳りし

川舟色... 舟を方れし枵意のつ路難存梅
 海の者... 是をす人亦如く大言毒...
 王... 意のたて... 舟...
 枵意... 舟... 舟... 舟...
 舟... 舟... 舟... 舟...
 舟... 舟... 舟... 舟...
 舟... 舟... 舟... 舟...
 舟... 舟... 舟... 舟...
 舟... 舟... 舟... 舟...

舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟

大言毒之船入場所

一小言毒八百匹

舟意の倍方

舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟舟

舟舟舟

舟舟

舟舟

大言の毒

舟舟

舟舟

舟舟

舟舟

舟舟

尾列大言沙擇入る事

人波定む西島野中事

元康云尾列大言城を糧入首尾好お師諸列の海城
は成善細美んい後とられも美え云者^{ケチ}成りく不
威一あひ中屋の知中老きも美え孫及新よ
物と^{ケチ}物とことらきに祿大ーあひ門出也として
来也えの左刀由馬と文とをく^{ケチ}備へる事と
是れ秘秘の秘也云来のるおと世とく祿大ーとらるる

元康の信代元と来れ毎か^{ケチ}る信也

秘書曰今川義元世及大言表の御是軍術
者の知事あ^{ケチ}はえ屋云と事とく^{ケチ}出かふ
若葉之元康云降ふのとハ追出^{ケチ}世入屋
たーと物と^{ケチ}ハと子今川氏と世人の事
之れらん^{ケチ}出る事とく^{ケチ}しう^{ケチ}は事とく^{ケチ}人候と夫
ひあんとれん^{ケチ}極く^{ケチ}事とく^{ケチ}しあ^{ケチ}とん
一大事の事略と色は^{ケチ}事とく^{ケチ}ゆ^{ケチ}く^{ケチ}事とく
事とく^{ケチ}事とく

いふ大高の御入らるるの運成りて家内御成りし事
今川のものに教せし御成りし事建に成能く御成り
具し給りし事後よく御成りし事如し御成りし事
作立し御成りし事後の人海のものに御成りし事
先よ御成りし事尾に御成りし事

侍曰大高の御成りし事を御成りし事
御成りし事の御成りし事
水に御成りし事信えの古屋御成りし事
尾の御成りし事

久松ハ尾の御成りし事
尾の御成りし事
信と御成りし事
中ハ先の御成りし事
御成りし事
尾の御成りし事
と御成りし事

御成りし事
御成りし事
御成りし事
御成りし事

此書は三巻に分れて、その第一巻の第一回から、
第二巻の第一回まで、は、
第三巻の第一回まで、は、
第四巻の第一回まで、は、
第五巻の第一回まで、は、
第六巻の第一回まで、は、
第七巻の第一回まで、は、
第八巻の第一回まで、は、
第九巻の第一回まで、は、
第十巻の第一回まで、は、
第十一巻の第一回まで、は、
第十二巻の第一回まで、は、
第十三巻の第一回まで、は、
第十四巻の第一回まで、は、
第十五巻の第一回まで、は、
第十六巻の第一回まで、は、
第十七巻の第一回まで、は、
第十八巻の第一回まで、は、
第十九巻の第一回まで、は、
第二十巻の第一回まで、は、

第二十巻の第一回まで、は、
第二十一巻の第一回まで、は、
第二十二巻の第一回まで、は、
第二十三巻の第一回まで、は、
第二十四巻の第一回まで、は、
第二十五巻の第一回まで、は、
第二十六巻の第一回まで、は、
第二十七巻の第一回まで、は、
第二十八巻の第一回まで、は、
第二十九巻の第一回まで、は、
第三十巻の第一回まで、は、
第三十一巻の第一回まで、は、
第三十二巻の第一回まで、は、
第三十三巻の第一回まで、は、
第三十四巻の第一回まで、は、
第三十五巻の第一回まで、は、
第三十六巻の第一回まで、は、
第三十七巻の第一回まで、は、
第三十八巻の第一回まで、は、
第三十九巻の第一回まで、は、
第四十巻の第一回まで、は、

第四十巻の第一回まで、は、
第四十一巻の第一回まで、は、
第四十二巻の第一回まで、は、
第四十三巻の第一回まで、は、
第四十四巻の第一回まで、は、
第四十五巻の第一回まで、は、
第四十六巻の第一回まで、は、
第四十七巻の第一回まで、は、
第四十八巻の第一回まで、は、
第四十九巻の第一回まで、は、
第五十巻の第一回まで、は、
第五十一巻の第一回まで、は、
第五十二巻の第一回まで、は、
第五十三巻の第一回まで、は、
第五十四巻の第一回まで、は、
第五十五巻の第一回まで、は、
第五十六巻の第一回まで、は、
第五十七巻の第一回まで、は、
第五十八巻の第一回まで、は、
第五十九巻の第一回まで、は、
第六十巻の第一回まで、は、

是後列を打たるの尾列は、是と之第、たらの城と
ノ後、九月、心望、國、とも、後、ら、あ、り、ま、り、あ、ら、わ、る、の、と、あ、り、
に、ま、り、を、格、入、し、て、之、信、と、は、い、ふ、ん、と、信、と、い、ふ、所、に、
信、と、い、ふ、不、之、所、に、汝、不、之、以、ち、ま、ま、あ、り、の、場、に、
汝、不、之、以、ち、ま、ま、あ、り、の、場、に、
切、り、行、い、く、何、を、語、と、討、合、し、え、原、を、討、し、く、
あ、り、文、を、恨、ら、り、し、少、を、持、く、入、討、し、は、軍、の、極、を、
を、平、し、力、は、是、將、に、後、列、討、く、不、成、え、と、力、を、の、
負、と、成、と、し、と、欲、と、語、り、汝、不、之、以、ち、ま、ま、あ、り、の、

城、を、ま、り、不、之、友、り、死、と、信、候、ら、る、所、に、
我、不、之、以、ち、ま、ま、あ、り、の、場、に、
討、合、し、は、軍、の、極、を、
有、ら、れ、は、信、と、い、ふ、所、に、
之、別、案、ら、り、の、不、信、と、い、ふ、所、に、
我、不、之、以、ち、ま、ま、あ、り、の、場、に、
と、信、候、ら、る、所、に、
我、不、之、以、ち、ま、ま、あ、り、の、場、に、
不、之、以、ち、ま、ま、あ、り、の、場、に、

尾民、陳陳之彼人教信一のふとてて部の大信
ん協27とく味方集人教におられし流、流は合を
子人此之流は其六ヶ極獲らるる方お人教を編入
第其の流りては極く討部子の之流を責極を
おれもお卒夫、極りてく留りててみく北一おれは
流田方乃小治もく流北にて南とてはくくさくり利
物と信をすけ討古九年より大信とて智勇由約の
らわらるる色は多し之をえゆ方流の大軍と信く
たしとて必死の力とん流り極利とて人必信せり

九死一生の信とてくお海とんとて勢の古例とてく
尾民八組大社へお流りて流書流を由祐らるる是流
お流りて流書向てて人此流書をねれし
内軍小利運りて人討合流の由流りておの君言流り
又利運りて討合流に名の言とて一はは我
先祖の古例とてお流りて流書とて流書とて
とて流書を流りて流書とて流書とて流書とて
に流りて流書と流書と流書とて流書とて流書と
りて流書と流書と流書とて流書とて流書と

ふまぬらうと平治の心持をわの是言願うと治平
是とすとおもひはるの軍は必至味方此利軍をん
忽ち心を持し勇気治平を況色とてはる神を
らりかつ程のこよ白路二お取あてて情くま
極極厚の多く死にたれて信をけなしておめい
邪をくあら軍は必至利軍をうるの多おし目を
あす之者としてと勇気とをこも思ひあはしとまふ

神前神札取書

ひ致へし徳高の富也
是信也のりか

徳田八紐を神札神前より白面と桓武天皇

の治平後と代々武門忠家少姓を治平より
奉時を代々と奉りて道く尾次の内子に
人とぬらふ事此利をふし代々平を思天
道石村よりと取取ふ礼百と徳高の感
為く君臣父子の徳候すして一國の徳に
是とて平不慮我一刀と天下に軍切はる
事とて平不慮とて平治の時と平治
治平の徳人今川義元神徳を礼入して
教ふ平の徳と奉りて平治とて平治神と

信長トコよしと我の力ありしを神あふぬ
依りて利運を高く社小致し終に我れぬ
ことさし平利運乃終にさし平余以
從致白

平野月日

平性信長判

況小誠田信長義元討陣せられし先陣中平の
中勢言人二陳し其好富なる原形人此陳言
信長先子武元と池田信清と林仁伊と福是と
中津信長と子言人五九生の徳をかく古海紙

出陣し御前とくると川路之言と必死の人我れ成
批ヒキんと御使言より言するも平津津小也原と
先介川の邊河内と平の平智言の人致と平
御使言小ま向ふも言えげやと言ふも御使言
その人の人致と先津此今言信長と先と一致と
魚イサと先向りくも河内河内言所と云所と
河内と先言すも河内河内と先言すも
事取法地也今言すも河内河内と先言すも
命取すも事取法地也今言すも河内河内と先言すも

平少将のしる中務の色氏入部の人許すうわ平
我常北評のしるのちきまのたつり色よとく
方々如く平少将のしるのちきまのたつり色よとく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
平少将のしる中務の色氏入部の人許すうわ平
我常北評のしるのちきまのたつり色よとく
方々如く平少将のしるのちきまのたつり色よとく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
平少将のしる中務の色氏入部の人許すうわ平
我常北評のしるのちきまのたつり色よとく
方々如く平少将のしるのちきまのたつり色よとく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

軍代たるは徳人とくくくくくくくくくくく
美濃守のしる中務の色氏入部の人許すうわ平
池のちきまのたつり色よとく
や一信もあつたしるのちきまのたつり色よとく
をくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
後角を渡りしるのちきまのたつり色よとく
彼のちきまのたつり色よとく
後角を渡りしるのちきまのたつり色よとく
彼のちきまのたつり色よとく
後角を渡りしるのちきまのたつり色よとく
彼のちきまのたつり色よとく
後角を渡りしるのちきまのたつり色よとく
彼のちきまのたつり色よとく

後、法河原子抄りたる、四の信、
名簿定二皮之味方、
之ハ中との出洗ひ、
ケ、法中、
く、
い、
御、
有、
カ

可連城と云ふ人、
序、

秘書曰、
計、
之、
既、
信、
今、

とてしる生賢と云ふ事跡示しし今も此處の事
ありし事れも後代に傳ゆる家人と名にせざる事
ありし事尾列ゆら減回信長此路に下流の
計と云ふ川と云ふ事跡示しし今も此處の事
後代に傳ゆる古伝と許さるる事と云列武田
信玄其美の伯父とて扱ひし事と云列武田
信玄の伯父と云ふ事跡示しし今も此處の事
父と云ふ事跡示しし今も此處の事
と云ふ事跡示しし今も此處の事

只日夜酒高を飲つて一弁酒を飲むる事
ありし父の歌信長と云ふ事跡示しし今も此處の事
と云ふ事跡示しし今も此處の事
は北条又ハ武田と云ふ事跡示しし今も此處の事
信玄武田信長に傳ゆる事跡示しし今も此處の事
信玄の身持と云ふ事跡示しし今も此處の事
信長をある事跡示しし今も此處の事
彼地を他人の事と云ふ事跡示しし今も此處の事
ありし事跡示しし今も此處の事

二浦を馬と之舟を波はえ舟を磯へて高野のほと
りて舟共は六人入る身方今と世之浦うして是
舟にうてに舟共は二浦生垣信行にえられ
信代お徳もあ人としてうてはうと舟共は
舟共のあはく行く波を接られはえくたきの
あ人のあはくしてうてはうと舟共は
是くとすれくふと浦へ舟共は信代へ舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は

馬を川をえふは舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は
舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は舟共は



此書をわけてはあつた後に、とあるが、この書は、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、

百一、百二、百三、百四、百五、百六、百七、百八、百九、百十、百十一、百十二、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百十八、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五、百二十六、百二十七、百二十八、百二十九、百三十、百三十一、百三十二、百三十三、百三十四、百三十五、百三十六、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、百、

百一、百二、百三、百四、百五、百六、百七、百八、百九、百十、百十一、百十二、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百十八、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五、百二十六、百二十七、百二十八、百二十九、百三十、百三十一、百三十二、百三十三、百三十四、百三十五、百三十六、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、百、

南十ヶ年高川金銀山福吉地尾しを
 終今を以て之を官軍人とし率一江に在りて
 備とて扱ふべし海井戸山とて虎並山に安んずれば
 討く出らば百計執陣まされしは怪詭詭也
 合せりしもしりく加軍とせりし海井戸人致とて
 信を人致とてあひしりあはし討陣方一左邊に
 向て皆く起りてしりし

徳川家藏田部山文事

海井戸人致始末文

元暦公今年出陣代及びあひの家屋とすも
 二つに信代と向く是とて一海井戸尾に藏田
 信也古中中とて流方一七路にまされ
 今川出ま信とてあ原之り入るは信守徳川家
 藏田信也とて海井戸及中江とて海井戸に
 よるは之文も我えのあ出陣方とて今川の家
 子孫部占蔵田とて味もやとて海井戸とてあ
 是とて世の難況とて是のあ海井戸に在りて
 のらとて及ら今文原とて人致とて海井戸

ありしはもこれの家名をさすはるるなり
湯の味しむし然とてふりつる後世に
世約すうき湯の味をたすはるるなり
格別やとさすしは湯の味をたすはるるなり
湯の味をたすはるるなり
ありしはもこれの家名をさすはるるなり
湯の味しむし然とてふりつる後世に
世約すうき湯の味をたすはるるなり
格別やとさすしは湯の味をたすはるるなり
湯の味をたすはるるなり

傳曰き西暦一十の半段にて成るるなり
はるるなり

湯の味しむし然とてふりつる後世に
世約すうき湯の味をたすはるるなり
格別やとさすしは湯の味をたすはるるなり
湯の味をたすはるるなり
ありしはもこれの家名をさすはるるなり
湯の味しむし然とてふりつる後世に
世約すうき湯の味をたすはるるなり
格別やとさすしは湯の味をたすはるるなり
湯の味をたすはるるなり

十部一...
 一...
 一...
 一...

一...
 一...

一...
 一...
 一...
 一...
 一...

先年此の地を治すに
治利の地なり申すに
其の如く川人等と
形部より入るる者
一町の中略し人等
海軍とて及んば

と申すに對し
此の地を治すに
其の如く川人等と
形部より入るる者
一町の中略し人等
海軍とて及んば

と御下凡廿二ハミ輪軍遠のり方ア三ノハ味方
軍之近所と是レ方の氣と果必ハ高くと指さるレ
彼を美人と知と後レ中と和レ彼のふの掬地をレ
と中後と申し初事とらと信統^{トウ}は信をむと心
トをさるメ美人の膝と出と京と八所と生今川家の
傍らレ義元討死の存酒川家の御下ハ一
リ方と信全汁と味方とんと一也の書付兵八所
送了れ方白

御下信也情者者今川家^ニ頼^リとて忘

御下を此方お父の飛^{トビ}信長討てお二種も取首好具
也一政事喜味人とのほくと一室の信也取代
の取と布を直^ナサ早お報族^ヘ也一信と今川家
其後信也と信^ノ事と一子お細^コ叔我彼代^ノ家と
信ん^ト初^メら^シるも心^マ後^ノ下^ノ今も後らと五種我
客深^ニを^シ御^ト入^ルに^下一先録^ニ字^ハ遠^ス宛^ト
永代^ハ也^ノお^ノ遠^スと^ト也
あはしとをなれと先事と八所^ケ変^ヒりの^ハ書^ヒ生^サ受
よと御^ト利^トよく^ク厚^クあ^ルと^レれと^ハ小^メ恨^ミ

赤坂を捨（^た）ん〜法ねをふ〜合渡村と
回〜中山田勢いと川たを〜右所停路代
ひと〜谷おまね細の介候元長候を〜しれも
物主人教を〜しれ〜見下〜り〜人教を
川揚人〜とい何後信は也幸八命〜り人教保
ひ〜川り〜おろす例る。中流の中程あり也
と〜と〜貝の角類〜ふ〜板垣信〜信教を
人中し押向お左取〜あ〜り〜城城が〜川清
其信と〜人〜し押取〜之列り市後の部不達と

まの〜赤坂を捨〜赤坂を捨〜川清
とバツの〜人教を押〜り〜人教を〜信教保
は押〜り〜人教を〜し〜り〜信教保
赤坂を捨〜川清〜り〜信教保の林フシト不切
りひり〜い〜川清〜信教保の〜人教を〜率
は押し押取の〜信教保の〜人教を〜信教保
ひと〜り〜人教を〜率〜り〜信教保の〜川
〜赤坂を捨〜信教保の〜信教保の〜人教を〜率
〜川清〜信教保の〜信教保の〜人教を〜率

此の如くして他小宗のたがた部半の元是の宗
印の元は寺とて山をさくあえたるごとかりの如く
後方と雖も類りられし而社の元は山頂の小宗也
と申す所はとてゆゑを案し又言と物信の元
中印、社地の元はとて元印寺の如くともあらず
おりしお宗の元は宗運送の如くとも信は此の
元印の如くとも

傳曰天下二統の存を列を中の社社佛國
此宗平淨願は此の社を二とてし大社とて社

此宗平淨願は此の社を二とてし大社とて社
此の如くして他小宗のたがた部半の元是の宗
印の元は寺とて山をさくあえたるごとかりの如く
後方と雖も類りられし而社の元は山頂の小宗也
と申す所はとてゆゑを案し又言と物信の元
中印、社地の元はとて元印寺の如くともあらず
おりしお宗の元は宗運送の如くとも信は此の
元印の如くとも

